

赤穂小学校PTAについて

赤穂小学校PTA

令和6年4月

PTAについては、以下のような課題を抱えていました。

強制加入

個人情報

会費の使途

**役員決めにおける
人権問題**

**未加入者の
子どもへの教育的配慮**

PTAについては、以下のような課題を抱えていました。

強制加入

PTAは、任意の団体であり、その入退会は会員の意志で決められるべきものですが、本人の意思を確認することなく、子どもの入園や入学に合わせて自動的に入会となっているところがあります。

入園・入学説明会で任意性の説明は概ねできていても説明の内容が不十分で会員に伝わっていない場合もあります。

PTAについては、以下のような課題を抱えていました。

個人情報

学校園が、学校園運営目的で取得した保有個人情報を、本人の同意を得ずにPTAに提供している場合があります。学校園が保有する個人情報をPTA運営のために提供する場合は、しっかりと保護者の同意を得る必要があり、同意を得ずに提供した場合、学校園も、提供されたPTAも「個人情報保護法」違反となります。また、PTAが独自で取得した個人情報については、取得や管理方法を適切に行う必要があります。

PTAについては、以下のような課題を抱えていました。

会費の使途

P T A会費は、組織を維持し運営するための費用（運営費）と活動するための費用（活動費）に区分され、会の運営と活動のために使われるお金です。

しかし、本来公費で賄うべき学校園の施設設備の修繕や備品の整備、教育活動として行われる学校園行事などにかかる経費をP T A会費から支出している場合があります。

PTAについては、以下のような課題を抱えていました。

役員決めにおける人権問題

年度初めの学級委員決めで、委員を免除してもらうために学級の中で理由を言わなければならないこと、いわゆる『免除の儀式』が社会問題（人権問題）になっています。『免除の儀式』とは「病気を患っている。」「親の介護で家を空けることができない。」など個人情報をクラスの前で話して、免除対象にあたるかクラスで決めることです。いずれにしても込み入った家庭事情や個人情報を他人に知らせることになります。

PTAについては、以下のような課題を抱えていました。

未加入者の子どもへの教育的配慮

P T Aは保護者と教師による会ですから、子どもは会員ではなく支援対象です。つまり、P T A活動は、学校園に通う全ての子どもたちの福利のために保護者と教師が自発的に行う活動であって、P T A会員の子どものみの福利のために行われる活動ではありません。入学式や卒業式などではP T Aから紅白饅頭や学用品が各児に贈呈されることがあり、これらの費用はP T A会費から支出されます。P T A会費は『学校園に通う全ての子どもたち』のために使われるものですので、P T A会員ではない保護者の子どもであっても証書入れや胸に付けるリボン、学用品を受け取れないということがあってはなりません。仮に会員と非会員の子どものを区別した場合、人権問題に発展する可能性があり学校自体の責任を追及されることもあります。

引用「PTA運営の手引き」（奈良市PTA連合会）

加えて赤穂小学校では、子ども会とPTAが混同していることも課題でした。

強制加入

個人情報

会費の使途

**役員決めにおける
人権問題**

**未加入者の
子どもへの教育的配慮**

**子ども会と
PTAの混同**

PTAについては、以下のような課題を抱えていました。

子ども会とPTAの混同

本来、「学校」と「PTA」、「子ども会」は本来別の団体です。

ところが、赤穂小学校では、小学校の中に「PTA」が、さらに、その「PTA」の中に「子ども会」があるという状態が続いていました。

「子ども会」の保険費用が「PTA」の会計から支払われていることや、「PTAの地区長」が「子ども会の会長」を兼ねていることなど、「PTA」「子ども会」共に、運営の適正化が必要でした。

そこで、赤穂小学校と赤穂小学校PTAは、令和6年度のPTAの適正化を目指して、令和3年度から改善に取り組んでできました。

強制加入

個人情報

会費の使途

**役員決めにおける
人権問題**

**未加入者の
子どもへの教育的配慮**

**子ども会と
PTAの混同**

令和3年度に取り組んだこと

- ・ 個人情報については、学校がもっている情報をPTAに提供してよいかどうか保護者に許諾をとる。
- ・ 会費が学校の備品等の購入にならないようにする。

令和3年度に改善したこと

強制加入

R3クリア
個人情報

R3クリア
会費の使途

**役員決めにおける
人権問題**

**未加入者の
子どもへの教育的配慮**

**子ども会と
PTAの混同**

令和4年度に取り組んだこと

- ・ **PTAと子ども会を分ける**
 - 子ども会の保険は各子ども会で支払う
- ・ **PTA活動のスリム化をはかる。**
 - 学級役員の廃止
 - 年会費を2600円から1200円に減額
 - 令和5年度から各部会の部員は有志による希望制に

令和4年度に改善したこと

強制加入

R3クリア
個人情報

R3クリア
会費の使途

**役員決めにおける
人権問題**

**未加入者の
子どもへの教育的配慮**

R4クリア
子ども会と
PTAの混同

令和5年度に取り組んだこと

- ・ **PTAに依存しない学校運営に**
 - **運動会などの運営は、その都度ボランティアを募る**
 - **PTA会費を正しく使う**
- ・ **令和6年度からの加入についての意思を確認**
- ・ **令和6年度から、本部役員も立候補制に**

令和5年度に改善したこと

R5クリア
強制加入

R3クリア
個人情報

R3クリア
会費の使途

R5クリア
役員決めにおける
人権問題

未加入者の
子どもへの教育的配慮

R4クリア
子ども会と
PTAの混同

そして、

令和6年度、PTA改革元年

令和6年度PTAのテーマ

「ちょっとでいいから関わってみよう」

令和6年度PTAの活動方針①

気楽に、楽しく

「その日なら時間があるし、それくらいならやってみようかな」
そこに、参加している皆さんを、子どもたちは見ていますし、嬉しく、誇らしく思ってくれます。

気楽に、楽しく、一人でも、友達と一緒にでも、主体的に参加できることを増やして、子ども達にとって「自慢の家族」になってもらおうと考えています。

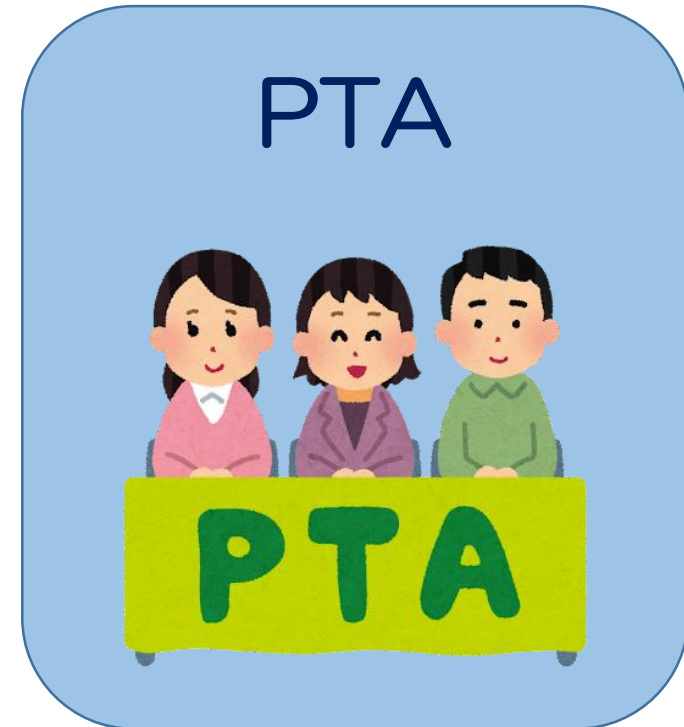
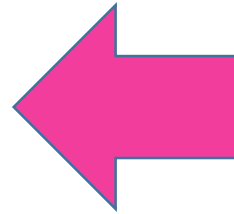
令和6年度PTAの活動方針②

小さな『良かった』を集めよう

「学校運営活動に参加して良かった。」、「PTAに入っておいて良かった。」など、学校と協力して、主体的、受動的、一方的、双方向、様々な観点から会員の皆さんにとって『良かった』が生まれることを計画し、提供していきたいと思います。

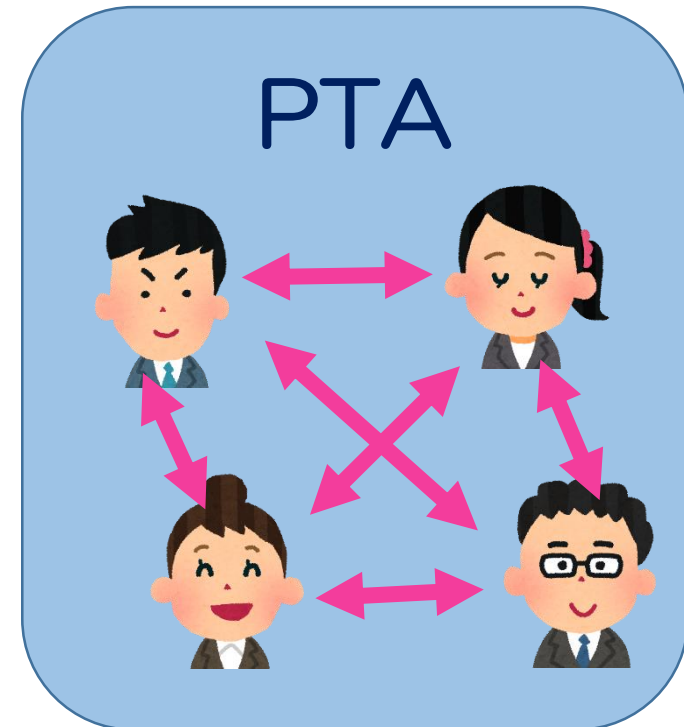
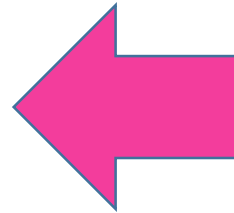
**そのために、
次のことを意識してやっていきます**

令和6年度のPTAは



赤穂小学校に通うすべての子供達のたちをサポートする団体へ

令和6年度のPTAは



PTA会員同士のつながりを深める場へ

そして、まだ残っている課題の改善を目指していきます

R5クリア

R3クリア

R3クリア

R5クリア

未加入者の
子どもへの教育的配慮

R4クリア

よろしくお願いします



皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします!